

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 自然災害における法人の取り扱い

近年、全国の広い範囲で自然災害が猛威をふるい被害が生じています。法人税法上、災害に係る主な取扱いは、つぎのとおりです。

被災した法人の取り扱い

主な項目	取り扱い
災害における資本的支出と修繕費の区分	被災資産についてその原状を回復するために支出する費用は、修繕費となります。
	被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、法人が、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
	被災資産について支出した費用の額のうち、資本的支出であるか修繕費であるか明らかでない場合において、法人が、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。
災害により滅失・損壊した資産等	商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失は、損金の額に算入されます。
	損壊した資産の取壊し又は除去のための費用は、損金の額に算入されます。
	土砂その他の障害物の除去のための費用は、損金の額に算入されます。
資産の評価損	棚卸資産、固定資産について災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価の差額につき、損金経理により評価損を計上した場合は、損金の額に算入されます。
圧縮記帳	被災した資産に保険金が入った場合において、保険金から被災資産の帳簿価額を控除して保険差益が生じる場合には、当該保険差益の課税を繰り延べる圧縮記帳の規定を適用できる可能性があります。

被災者を支援した法人の取り扱い

主な項目	取り扱い
取引先に対する災害見舞金等	被災前の取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間内にその取引先に対して行った災害見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務提供のために要した費用は、交際費に該当せず、損金の額に算入されます。
自社製品等の被災者に対する提供	不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用の額は、交際費・寄付金の額に該当せず、損金の額に算入されます。

お見逃しなく！

申告書等閲覧サービスにおいては、原則として申告書等のコピーの交付をしていますが、災害等により申告書や帳簿等が消失している場合には、り災証明書等によりその事実を確認したうえで、申告書等の作成に必要な部分について、コピーの交付を受けることができます。